

●香川県告示第168号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。
平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県新規産業創出支援センターの使用料及び手数料の徴収事務	略			香川県新規産業創出支援センターの使用料及び手数料の徴収事務	略		
				農業改良資金の償還金の徴収事務又は収納事務	徴収事務 香川県信用農業協同組合連合会 収納事務 香川県農業協同組合 香川豊南農業協同組合	高松市寿町1丁目3番6号 高松市寿町1丁目3番6号 観音寺市大野原町大野原1931番地	平成12年4月1日
香川県科学技術センターの使用料の徴収事務	略			香川県科学技術センターの使用料の徴収事務	略		
略				略			